

はじめに

近年、消費者をとりまく社会情勢は大きく変化しており、私たちの暮らしの利便性が高まる一方、悪質商法の増加、新たな商品やサービスを巡るトラブルの増加等、消費者問題は一層複雑・多様化しております。

こうした中、国におきましては、平成21年9月に消費者庁が発足し、消費者・生活者が主役となる社会をめざして、消費者の利益を第一に考えた取り組みが進められております。

本市におきましては、消費者問題に的確かつ迅速に対応し、市民の皆様が安全で安心できる消費生活を営むことができるよう、平成22年4月に「堺市消費生活条例」を施行いたしました。条例では、消費者の権利を明らかにし、その権利を尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本として施策に取り組むことを定めています。

この度、本条例に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき施策の基本的方向と内容を明らかにすることを目的に「堺市消費者基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を基に、市民の皆様や関係機関・関係団体の方々との緊密な連携のもと、施策の効果的な推進を図り、安全・安心な消費生活を営むことができる暮らしの実現に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、パブリックコメント等によりご意見をいただいた市民の皆様並びに多大なご尽力をいただいた堺市消費生活審議会の委員の方々に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

堺市長 竹山 修身